

説明資料 2-2

## 加入推進の平成 29 年度の進め方



## 平成29年度における農業者年金加入推進の取組方針（案）の概要

### I 加入推進の目標設定と加入推進状況

#### (1) 第3期中期目標・中期計画の目標

平成25年度からの第3期の中期目標においては、農林水産大臣より、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する同年齢層の被保険者の割合を第3期中期目標期間中に20%に拡大することを目標に取り組むよう指示され、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、中期計画に、当該目標の達成を目指して新規加入に取り組む旨定めた。

#### (2) 新規加入者数の目標設定

平成28年度及び平成29年度の2カ年は、20歳から39歳の新規加入者数2,800人を含め、新規加入者数3,800人を年間目標として設定し、「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動」として、関係団体と基金の共通の運動目標として取り組んでいるところである。

### II 加入推進の重点取組事項

- (1) 保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ
- (2) 若い農業者へ加入を勧める幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ
- (3) 平均余命の長い女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ
- (4) 公的年金が国民年金のみで上乗せ年金がない農業者の解消に向けた働きかけ

### III 各段階における取り組み

#### (1) 市町村段階の取り組み

市町村段階の業務受託機関は、次の取組を行う。

- ① 「加入推進活動計画」の策定、実施
    - ・目標の設定
    - ・地区別加入推進班の整備
    - ・加入推進名簿の更新・整備、活用
    - ・加入推進強化月間の設定
    - ・地区別加入推進班による戸別訪問の実施
    - ・加入推進対策会議及び研修会の実施
    - ・制度説明会等の実施
    - ・広報普及活動の実施
  - ② 「加入推進特別研修会」の開催（農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合役員、年金協議会役員等を対象）
  - ③ 活動計画の進捗状況の管理・検証等
- 加入推進対策会議（農委、JA、年金協議会等）

- ④ 農業委員会と農業協同組合の連携等  
農委、JAの金融部門に加えて営農部門との連携

## (2) 都道府県段階の業務受託機関の取り組み

都道府県段階の業務受託機関は、以下の取組を行う。

- ① 加入推進活動計画の策定、実施

- ・市町村段階の業務受託機関に対する、基金が定める本取組方針等の趣旨の徹底、進捗状況の点検等のための「担当者会議」の開催
- ・市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする研修会の開催
- ・市町村段階の業務受託機関の取組の点検・助言、巡回指導、助言・指導後のフォローアップ、その他要請活動
- ・加入推進部長、農業委員、(農地利用最適化推進委員)、農業協同組合役員、年金協議会役員等を対象とする研修会
- ・制度説明会等
- ・地方紙(地方版)農業者の会合資料(○○周年記念誌等)等各種広報媒体を活用したPR

- ② 農業者年金業務指導等事業の計画策定と実施及び加入推進部長の活動の支援・強化

- ③ 新規就農者、若い農業者、女性農業者の農業者年金に関する理解の増進と適切な働きかけ

JA青年組織、4Hクラブ、女性農業者の集まり、推進協力員

- ④ 青色申告の推進と併せた情報提供と働きかけ

## (3) 基金

- ① 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等
- ② 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等
- ③ 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催
- ④ 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣
- ⑤ 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知
- ⑥ 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ⑦ 広域推進協力員の設置

# IV 格差の縮小に向けた重点及び特別重点都道府県指定と特別活動等の実施

## (1) 重点都道府県指定等

- ① 重点市町村・JAの指定
- ② 巡回意見交換会と業務委託費の追加配分(特別重点都道府県を除く)

## (2) 特別重点都道府県指定と特別活動計画策定・実施

- ① 特別重点都道府県指定
- ② 5者協議等と通じた特別活動計画の策定
- ③ 業務委託費の追加配分